はり・きゅう、あん摩・ マッサージのかかり方

はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術を受ける場合、 健康保険を使用できる範囲は限られています。

下記の正しいかかり方をご確認いただき、適切な受診をお願いします。



康保険を使って施術を こはどうすればいいの



条件② 医師の同意があること

と認め、同意を得た場合のみ健

康保険の対象となります。

慢性的な疼痛を主症とし、医 師による適当な治療手段がなく、 はり・きゅうの施術を医師が必要

はり・きゅうの場合

条件① 次の傷病であること













頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても 認められる場合があります。

※はり・きゅう施術を受けながら、並行して医療機関においても 同様の傷病で治療を受けた場合は、健康保険の対象となりません。

あん摩・マッサージの場合

条件① 対象となる傷病であること





条件② 医師の同意があること

医療上、あん摩・マッサージの施術が必要と 医師が同意している場合に限ります。疲労回復 や慰安目的などのマッサージは健康保険の対 象とはなりません。

一 ご注意ください 一

はり・きゅう、あん摩・マッサージを受ける場合は下記の注意事項についてもご確認く ださい。

- ① 定期的に医師の同意が必要 6か月ごとに文書による同意が必要です。
- 療養費支給申請書の内容は必ず確認を 記載内容をよく確認のうえ、ご自身でご記入ください。
- ③ 領収証は必ずもらいましょう 医療費控除を受ける際必要となります。大切に保管してください。

お問い合わせ ●業務グループ 018(883)1800

2022

vol.139

職場内で

掲示・回覧

お願いします!



メルマガ会員募集中

健康保険の最新情報を毎月無料で お届けします!

登録は協会けんぽ ホームページから行 うことができます! スマホでもOK⇒





令和4年2月末現在の確定値 ()内は対前年同月比

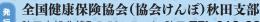
事業所数	16,479社
	(139社)
被保険者数	201,620人
	(△1,397人)
被扶養者数	113,793人
	(△3,720人)
平均標準 報酬月額	247,829円
	(4,208円)

協会けんぽ 秋田









軽減額通知を送付しますがよれりック医薬品

見込み額をお知らせします。へ、ジェネリック医薬品に変更した場合のお薬代の軽減協会けんぽでは、令和4年度も対象の加入者の皆様

検討ください。 と医薬品への切り替えをぜひ、ごの機会にジェネリック医薬品への切り替えをぜひ、ご

対象となる方

- されている方マチ等) などの先発医薬品を長期間服用マチ等) などの先発医薬品を長期間服用
- まれる方お薬代の自己負担軽減額が一定以上見込お薬代の自己負担軽減額が一定以上見込ジェネリック医薬品に切り替えることで、

※全ての加入者に通知されるものではありません。

お知らせの時期(予定)

- 1回目の通知 令和4年8月下旬
- ※加入者(披保検者)の方の主所へ直接お送りしまり、
 2回目の通知 令和5年2月下旬
- 別々の封筒でお送りします。 ※同一世帯内に複数の通知対象者がいる場合は、※加入者(被保険者)の方の住所へ直接お送りします。

018(883)1841 お問い合わせ ●企画総務グループ

回収と返却にご協力をお願いします使用できなくなった保険証の

煩わしさに困惑する加入者さまが増えています。してしまった結果、医療費の高額な返還請求や手続きの退職後、返却せずに手元にあった保険証を「つい」使用

協力をお願いします。) はさい。(電子申請による届出の場合も同様に、回収のごださい。(電子申請による届出の場合等は、退職日の翌日ません。もし、回収が遅くなる場合等は、退職日の翌日ません。もし、回収が遅くなる場合等は、退職日の翌日ません。もし、回収が遅くなる場合等は、退職日の翌日

保険証が使用できる期間

厚生労働省からのお知らせ

従業員の皆さま(被保険者)

・退職日まで

こ家族さま(被扶養者)

- ・就職で自身が被保険者となる日の前日
- まで・別居や離婚で生計が別となる日の前日
- ・収入が増え、扶養の範囲内でなくなった

の18(883)1892お問い合わせ●レセプトグループ

ン券を配布しています「予防接種」を受けられるクーポ無料で風しんの「抗体検査」と

耳、心臓に障害が起きることがあります。染させてしまうと、生まれてくる赤ちゃんの目やとがあります。また、妊娠初期の妊婦さんに感風しんは、成人がかかると症状が重くなるこ

ちに広げてしまう恐れがあります。め、ご自身が風しんにかかり、家族や周囲の人たは、過去に公的に予防接種が行われていないた昭和37年~昭和53年度生まれの男性の皆さま

原生労働省では、昭和37年~昭和53年度生ましょう。

次の場合にクーポンを使用できます① 職域の定期健康診断等② 人間ドック③ 医療機関の受診

43歳~60歳の男性の皆さまへ

厚生労働省ホームページをご覧ください風しん対策の詳しい情報は、

